

他県における森づくりのための税の状況について

他県における森づくりのための税の状況について

H18.3.23現在

都道府県名	名称	課税方式	施行時期	実施期間	税率(税額)	税収見込額	用途を特定するための方策
1 高知県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H15.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:年額500円	1.4億円	森林環境保全基金
2 岡山県	おかやま森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H16.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	4.5億円	おかやま森づくり県民基金
3 鳥取県	森林環境保全税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	3年間	個人県民税:年額300円 法人県民税:均等割額の3%相当額	1億円	鳥取県環境保全基金
4 鹿児島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	3.4億円	税収用途を明確にするための方策を講じる
5 鳥取県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	1.9億円	水と緑の森づくり基金
6 愛媛県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	3.2億円	森林環境保全基金
7 山口県	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	3.8億円	税収用途を明確にするための方策を講じる
8 熊本県	水とみどりの森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	4.2億円	水とみどりの森づくり基金
9 福島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:1,000円 法人県民税:均等割額の10%相当額	10億円	基金を設置する予定
10 奈良県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	3億円	森林環境保全基金
11 兵庫県	県民緑税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:800円 法人県民税:均等割額の10%相当額	21億円	県民緑基金
12 大分県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:年額500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	2.9億円	基金を設置する予定
13 岩手県	いわての森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:1,000円 法人県民税:均等割額の10%相当額	7.1億円	基金を設置する予定
14 滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:800円 法人県民税:均等割額の11%相当額	6億円	基金を設置する予定
15 静岡県	もりづくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:400円 法人県民税:均等割額の5%相当額	8.4億円	基金を設置する予定
16 宮崎県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税:500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	2.5億円	基金を設置する予定
17 神奈川県	かながわ水源環境保全税	個人県民税均等割、所得割の超過課税	H19.4.1	5年間	個人県民税均等割:300円 個人県民税所得割:所得金額700万円以下 の部分に0.032%上乗せ(2.032%)	38億円	水源環境保全・再生基金
18 和歌山県	紀の国森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19.4.1	5年間	個人県民税:500円 法人県民税:均等割額の5%相当額	2.6億円	紀の国森づくり基金

1 課税方式の検討

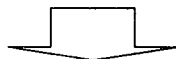
(1) 水道課税方式

【課税(案)】

県名	高知県	岡山県														
考え方	森林の有する公益的機能のうち、特に「水源かん養機能」に着目し、森林からの恵みである「水」を使用する県民に負担を求める。															
名称	水源かん養税(試案)	水源かん養税(試案)														
納税義務者	水道の使用契約者	水道、工業用水道の使用者又は工業用水の河川からの取水者														
税率	<p>水の使用量にかかわらず、一定額を水道料に上乗せして課税する。</p> <p>月額30円</p>	<p>水の使用量に応じて、負担額を水道料に上乗せして課税する。</p> <p>(案1) 上限付従量制 1m³につき1円。ただし上限月額100,000円</p> <p>(案2) 段階的定額制 使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月当たりの使用水量</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m³未満の者</td> <td>月額 30円</td> </tr> <tr> <td>100m³以上1,000m³未満の者</td> <td>月額 100円</td> </tr> <tr> <td>1,000m³以上10,000m³未満の者</td> <td>月額 300円</td> </tr> <tr> <td>10,000m³以上100,000m³未満の者</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000m³以上1,000,000m³未満の者</td> <td>月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000m³以上の者</td> <td>月額 100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	月当たりの使用水量	税率	100m ³ 未満の者	月額 30円	100m ³ 以上1,000m ³ 未満の者	月額 100円	1,000m ³ 以上10,000m ³ 未満の者	月額 300円	10,000m ³ 以上100,000m ³ 未満の者	月額 3,000円	100,000m ³ 以上1,000,000m ³ 未満の者	月額 30,000円	1,000,000m ³ 以上の者	月額 100,000円
月当たりの使用水量	税率															
100m ³ 未満の者	月額 30円															
100m ³ 以上1,000m ³ 未満の者	月額 100円															
1,000m ³ 以上10,000m ³ 未満の者	月額 300円															
10,000m ³ 以上100,000m ³ 未満の者	月額 3,000円															
100,000m ³ 以上1,000,000m ³ 未満の者	月額 30,000円															
1,000,000m ³ 以上の者	月額 100,000円															
税収規模	1.1億円	3億円														
納税方法	水道事業者などを特別徴収義務者に指定し、特別徴収	<p>○ 水道、工業用水道:水道事業者などを特別徴収義務者に指定し、特別徴収</p> <p>○ 工業用水の河川からの取水者については、申告納付</p>														
仕組み	<pre> graph TD A[水道契約者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --> B[水道事業者 (特別徴収義務者)] B -- 申告納入 --> C[県] </pre>	<pre> graph TD D[水道、工業用水道 の使用者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --> E[水道事業者 (特別徴収義務者)] E -- 申告納入 --> F[県] G[工業用水の河川からの 取水者(納税義務者)] -- 申告納付 --> F </pre>														

【課税(案)に対する意見】

- ・水道普及率が低い地域では税負担が発生しないため、税の公平性が保てない。
- ・納税義務者を「水道、工業用水道使用者」とすると、井戸水から供給をうけている人等へは納税義務がない等不公平となる。
- ・水道事業者(市町村)に対して、電算システム改修費用、徴収費用等が発生し、また事務負担も増加し、理解を得るのが困難。
- ・水道事業者が特別徴収義務者となった場合、税の未納分についても納税義務を負うこととなり、税の主旨が達成できない。
また、税の徴収に要する費用も負担することとなるが、これは水道事業とは関係のない費用であり、負担すべきものではない。
- ・水道料金の減免制度が市町村によって異なるため、統一的に低所得者等へ配慮することは困難
- ・従量制とすると、水道使用量の多い食品加工業や銭湯等、県民の生活に直接関わる特定の業種の事業経営を圧迫する。



水道課税方式を断念

1 課税方式の検討

(2) 県民税上乘せ方式

【概要】

県名	高知県	岡山県	神奈川県
考え方	森林の有する公益的機能は、県民全体が恩恵を受けているものであり、この公益的機能を保全するため、広く県民に負担を求めらる。		
名称	森林環境税	おかやま森づくり県民税	かながわ水源環境保全税
納税義務者	(個人) 県民税均等割の納税義務者 (法人) 県民税均等割の納税義務者	同左	(個人) 県民税均等割又は所得割の納税義務者
税率	個人	500円上乘せ	均等割: 300円を上乘せ 所得割: 所得金額700万円以下の部分に0.032%を上乘せ
	法人	500円上乘せ	現行の均等割額の5%相当額上乘せ (1,000円~40,000円)
負担の考え方	[個人・法人とも同額とした理由] 税収自体を目的とするものではなく、広く薄い負担によって、森の重要性を認識し、県民みんなで森を守っていく、ことに主眼をおいているため、個人・法人とも一定額の負担とした。 アンケート結果により、県民の理解が得られる範囲が、年額500円であったため。	[法人の税率を段階制とした理由] ① 森林の公益的機能から受ける受益は、個人と法人ではその規模と内容において異なっているため、個人と法人を同負担の定額制とすることには理解が得られにくい。 ② 法人の資本等の金額の多寡により担税力に差があること、中小企業等に対して負担軽減を図る必要がある。	[個人県民税への上乗せとした理由] 均等割は低所得者に対しても、高所得者に対しても同額であるため、均等割だけを超過課税すると、低所得者の負担感が大きくなるが、これを緩和するため、所得割の超過課税を組合せ、納税者の担税力に応じた税負担となるようにした。 [法人へ課税しない理由] ① 法人県民税・事業税には既に超過課税が実施されている。 ② 法人に対して神奈川県独自の法定外税である「臨時特例企業税」が制定されている。 森林保全に係る事業規模を勘案した結果。
税率の決め方		全体の税収規模、県民アンケートの結果、法人の社会的役割、森林整備の必要性等を考慮して検討した結果、全ての県民から薄く広く負担を求めると公平であることから、個人は500円、法人は5%相当額となった。	
税収(平年度)	1.4億円 (個人1.3億円、法人0.1億円)	4.5億円 (個人3.4億円、法人1.1億円)	38億円
施行時期	平成15年4月1日施行	平成16年4月1日施行	平成19年4月1日施行
実施期間	5年間 (5年経過した時点で見直しを行う予定)	5年間 (5年経過した時点で見直しを行う予定)	5年間 (5年経過した時点で見直しを行う予定)

2 他県の課税方式を本県に当てはめた場合の税収試算

(1) 本県の県民税の納税義務者数

① 個人県民税

(平成17年1月1日現在)

	均等割のみ	均等割・所得割	計 (人)
納税義務者数	38,119	505,689	543,808

② 法人県民税

(平成17年3月31日現在)

資本等の金額	納税義務者数 (社)	税率 (年額、円)	5%超過税率 (年額、円)
50億円超	843	800,000	840,000
10億円超50億円以下	528	540,000	567,000
1億円超10億円以下	1,201	130,000	136,500
1千万円超1億円以下	5,841	50,000	52,500
1千万円以下	21,768	20,000	21,000
計	30,181		

(2) 他県の課税方式に当てはめた場合の税収試算

(単位: 百万円)

方式	税率	個人県民税			法人県民税		税収規模
		均等割		所得割	均等割		
		500円	300円	所得金額700万円以下に0.032%を上乗せ	500円	5%相当額	
高知県	272				15		287
岡山県	272					92	364
神奈川県			163	253			416

(注) H19.4.1から、個人県民税所得割の税率は、一律4%となる。